

(9) 代筆・代読支援員養成事業

(目的)

第1条 代筆・代読支援員養成事業(以下この要領において「養成事業」という。)は、代筆・代読に必要な技術等の指導を行って、これらに従事する支援員を養成し、もって障害者の社会参加の促進と福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施の委託等)

第2条 市長は、養成事業の実施を、社会福祉法人その他市長が適当と認める者に委託するものとする。

(実施施設)

第3条 養成事業の実施は、函館市総合福祉センターにおいて実施するものとするが、養成事業が適切に実施されると認められる場合には、当該施設以外で実施できるものとする。

(養成対象者)

第4条 養成対象者は、次の者とする。

- (1) 函館市障害者地域生活支援事業の事業者指定等に関する要綱第3条の規定に基づき代筆・代読支援員派遣事業の事業者として指定を受けた事業者で代筆・代読支援に従事するもの
- (2) その他市長が適当と認めるもの

(養成事業の実施方法)

第5条 市長は、養成対象者に対して、講習会等の方法により、次の科目について講習を実施する。

- (1) 代筆・代読の基礎知識および実技
- (2) 視覚障がいおよび視覚に関する疾病の理解
- (3) 視覚障がい者の心理の理解
- (4) 場面別代筆・代読の実技
- (5) その他必要とされる知識および実技

(受講の申請)

第6条 前条の講習会等を受講しようとする者は、別記第1号様式の申請書により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合に、利用の可否を決定し別記第2号様式の通知書により、申請者に通知するものとする。

(養成事業の運営)

第7条 市長は、養成事業の実施について、関係機関に対して周知を図るものとする。

(定員)

第8条 受講者の定員は、講座内容等を勘案し、適切な定員を設けるものとする。

(実費徴収)

第9条 教材等必要な経費については、実費を徴収することができる。

(実施上の留意事項)

第10条 養成事業の実施にあたっては、関係団体と連携を密にするとともに、ボランティアをはじめ地域社会の協力を得られるよう配慮するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

代筆・代読支援員養成講座受講申請書

年 月 日

函館市長 様

住 所

事業者 氏 名

電 話

（法人にあっては主たる事業所の所在地なら
びに名称および代表者の氏名）

下記の者を代筆・代読支援員養成講座の受講者として推薦いたしますので、
次のとおり申請します。

フリガナ		生年 月日	年 月 日
氏 名			
住所	(〒 -)		
連絡先	電 話		FAX
	Eメール		
支援員としての 経験	あり (年から) ・ なし		
修了している 研修・講座	修了年月日	研修・講座名	
	年 月 日		
	年 月 日		
受講希望の 動 機			

別記第2号様式（第6条関係）

代筆・代読支援員養成講座受講決定通知書

年 月 日

（申請者） 様

函館市長

先に申請のあった代筆・代読支援員養成事業の受講について、次のとおり受講（申請却下）決定したので、通知します。

- ・受講の決定をします。

申請者	フリガナ	
	氏名	
	住所	

- ・申請を却下します。
（その理由）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。